平成２８年（フ）第３７号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町１丁目５番５号Ｍ・Ｓボーダー202
債務者　安達　貴志
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町１丁目５番５号Ｍ・Ｓボーダー202
債務者　安達　里香
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１５３３号
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘６棟502号
債務者　杉山　美穂（旧姓堀・竹内）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６２９号
愛知県尾張旭市井田町２丁目111番地
債務者　前田佐代子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７４３号
名古屋市昭和区南分町４丁目53番地　南分ビル11号
債務者　今井あゆみ（旧姓武弘）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３６号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2179番地29
債務者　竹田　武信
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
長崎県長崎市小江原４丁目４番４－401号
債務者　辻　　和子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
北海道勇払郡むかわ町末広１丁目70番地
債務者　神　　昌裕
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１４３号
北海道苫小牧市木場町２丁目14番15号ジュピエル北央107号
債務者　藤原　正則
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１２３号
青森県八戸市東白山台３丁目23番22号
債務者　淡路　　均
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目38番26－３号
債務者　佐藤久美子（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第２７９号
茨城県水戸市千波町2889－６　サンコーポＡ棟103号室、住民票上の住所茨城県笠間市仁古田1127番地13
債務者　新井　清人
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８３号
茨城県常陸太田市新宿町316番地　新宿２団地　Ｂ－203号
債務者　辻　　淑江
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３１２号
茨城県水戸市姫子１丁目154番地の５
債務者　田村久美子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１８１号
茨城県つくば市上広岡590番地５　Ｃ号、前住所茨城県つくば市吉瀬1582番地４
債務者　會田　　孝
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２０９号
茨城県稲敷郡美浦村郷中2003番地２　メルヘンハイツ１Ｒ、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字土屋3127番地135
債務者　吉原　里織
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４５号
千葉県茂原市東部台３丁目８番地17
債務者　遠藤　幸一
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係